

平成25年度原子力規制委員会

第43回会議議事録

平成26年2月19日（水）

原子力規制委員会

平成25年度 原子力規制委員会 第43回会議

平成26年 2月19日

10:30～12:00

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- (1) 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案について
- (2) 核燃料施設等における新規制基準適合性審査及び現状確認の状況について
- (3) 原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方について

○田中委員長

それでは、これより第43回原子力規制委員会を始めたいと思います。

最初の議題は「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案について」です。

核物質防護条約の改正に伴う放射線発散処罰法（放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律）の改正については、去る1月29日の本委員会にて概要報告をしていただきました。今回、法律案の条文がまとまったとのことですので、その内容について、杉本核物質防護室長から御説明をお願いします。

○杉本原子力防災課核物質防護室長

おはようございます。原子力防災課核物質防護室長の杉本でございます。

資料1に基づきまして、御説明いたします。去る1月29日の委員会におきまして御報告いたしました。その後、内閣法制局の審査、各省庁との法令協議を経て条文の成案が得られましたので、御説明いたしますとともに、御議論いただければというものでございます。

まず「1. 改正の背景」でございます。1つ目、2つ目のポツにつきましては、前回御説明したとおりでございます。

3つ目のポツにございますように、改正核物質防護条約の我が国における法令の担保のあり方につきまして、関係省庁間で検討が行われた結果、放射線発散処罰法に必要な改正を行うことが適当であるという結論が得られているところでございます。

具体的な担保のあり方についてでございますが、おめくりいただきまして、添付2の資料を御覧いただければと思います。横長の資料になっております。改正核物質防護条約と国内法の対応関係という資料でございます。この左側に書いてありますのが、今回の改正核物質防護条約の主な内容でございます。このうちアンダーラインを引いておりますのが現行の条約からの改正点を示しているものでございます。また、赤い文字で示している部分は今回、放射線発散処罰法の改正によりまして、措置しようとしている部分になります。

まずこの左側の下の方になるのですけれども、第2条の関係といたしまして、国内の核物質及び原子力施設の防護措置が求められている部分がございます。現行の核物質防護条約はこの左側の一番下の第3条に書いてございますように、国際輸送中の核物質に限って防護措置を求めるものでございましたが、改正核物質防護条約ではこの防護措置が求められる対象が国内の核物質及び原子力施設にまで拡大されております。これにつきましては、右側に矢印を付けてございますように、我が国の場合は既に原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）等、法令によりまして、この国内の核物質及び原子力施設について、各種の防護措置をとるべきことが既に義務付けられておりますので、これにつきましては、この右端のところに「担保済」という印をつけてございますように、既に現行法令で担保されているということになります。

次に、左側の上の部分でございますけれども、処罰すべき犯罪（第7条）という部分で

ございます。これは改正核物質防護条約でいくつかの項目が改正されております。まず、(d)でございますが、国家間における核物質の法律に基づく権限のない移動について。これにつきましては、法案の第6条で措置することとしております。内容については後ほど御説明いたします。

次の(e)人の死亡、財産損害等を引き起こす意図をもって原子力施設に対して行う行為等につきましては、現行の放射線発散処罰法第3条におきまして、既に不当な方法で放射線の発散等を行う場合も含めて処罰しておりますので、こちらにも既に現行法で担保済ということになります。

続きまして、(g)の①でございますが、これは今、申しあげました(e)の行為を行うとの脅迫が新たに追加されておりますが、これにつきましても現行の放射線発散処罰法第6条、これは新しい第7条になるものでございますが、この中で放射性物質を用いて人の生命等に害を加えることを告知して脅迫したものが処罰されておりますので、既にこちらにも現行法で担保済ということになります。

その次の(g)の②につきましては、(e)の行為を行うとの脅迫による強要が追加されております。これにつきましては、改正案の新第8条で措置することとしております。

最後に(h)については未遂ということでございますが、こちらは改正案の新しい第6条の2項、3項で手当することとしております。なお、この核物質防護条約において処罰すべきとされている犯罪の中には、この放射線発散処罰法だけではなくて、刑法によって担保されているものも含まれております。この内容はこの絵の右側中程でお示ししているとおりでございます。

続きまして、放射線発散処罰法の具体的な改正案について御説明いたします。恐縮でございますが、添付の4の新旧対照表を御覧いただければと存じます。最初のページは目次でございますので、1枚おめくりいただきまして、放射線発散処罰法の新旧対照表でございます。上の欄が改正案となっております。

まず、第2条におきまして、特定核燃料物質及び原子力施設の定義につきまして、これはそれぞれ原子炉等規制法の定義を引用することとしております。

次に、新しい第6条におきまして、第1項として特定核燃料物質を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、7年以下の懲役に処する旨を書いております。ここでみだりにというのは正当な理由なくという意味でございます。日本と外国というのがたすき掛けになっておりますので、外国から日本への輸入、日本から外国への輸出に加えまして、外国からほかの外国への輸出入、いずれの場合もこの条文の対象となります。

次の第2項には、未遂を処罰する旨。第3項といたしまして、予備罪です。予備をした者について3年以下の懲役に処する旨の規定を置かせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、次に現行の第7条を第8条とした上で、原子力施設に対して行われる行為若しくは原子力施設の運転を妨害する行為により人の生命、身体若しく

は財産に害を加えることを告知として脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行うことを要求した者に関して5年以下の懲役に処することを書いております。その次の附則の改正は、条項がずれることによる対応でございます。

その次のページでございますが、これは組織的犯罪処罰法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）の別表の一部改正でございます。ここの部分は組織的犯罪処罰法におきまして、犯罪行為により生じた犯罪収益の没収の対象となる犯罪を列記したものでございまして、今般整備する特定核燃料物質の輸出入罪等につきましても、他の罪と同様に事犯の重大性等の観点から追加するものでございます。

以上が条文についての御説明でございまして、最初の資料1の2ページ目にお戻りいただきまして、施行期日でございますけれども、ここに書いてございますように、改正核物質防護条約が我が国について効力を生ずる日としております。

3. に書いてございますように、この改正案が原子力規制委員会で決定となった場合におきましては、来週でございますが、2月25日の閣議決定を目指して、手続を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員長

ありがとうございました。

ただ今の説明は前に内容的には議論させていただいているので、ここで1つの手続として、閣議決定に諮るための手続みたいなものとして本委員会です承するということが必要になります。そういう観点から、もし御質問とか御意見がございましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

○田中委員長

それでは、これで本委員会としては了承したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は「核燃料施設等における新規制基準適合性審査及び現状確認の状況について」です。

原子力発電所の新規制基準への適合性審査の状況については、先週の委員会にて御報告いただきましたので、今回は核燃料施設等の審査の状況について御報告をいただきます。核燃料施設等の新規制基準への適合確認のための審査については、昨年末12月25日に当委員会にて定めた進め方に基づき、現在行っております。また、適合確認完了までの間においても、運転を可能とする施設等の確認についても、同日定めた進め方に基づいて実施しておりますので、これらの状況について、大村審議官から御説明をお願いしたいと思います。

本施設はいろいろなレベルがありますので、後で御説明もあろうかと思っておりますけれども、再処理施設とMOX（ウラン・プルトニウム混合酸化物）燃料加工施設は発電プラントのような審査の進め方を採っております。その他、なかなか全体として国民社会に対しても少し見えない

ところもあろうかと思しますので、そういった点を含めて御説明をいただけたらありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○大村審議官

審議官の大村でございます。

それでは、資料2に基づきまして、御説明したいと思ひます。今、委員長から御紹介がありましたように、この核燃料施設等につきましては、昨年12月に新規制基準を施行したということで、今年に入ってからいくつかの事業者から変更の申請が出ている状況でございます。

それで審査の進め方につきましては、昨年末の当委員会におきまして御了解をいただきました「審査の進め方について」という資料がございまして、これはこの一連の資料の中の参考資料1を付けておりまして、これは昨年12月にお諮りしたものでございます。これに従いまして、現在、審査が開始されているということでございます。

申請の状況につきましては、その下の表がありますように、現在は5事業者、8施設について申請を受理したところでございます。この順番は申請日の早い順から並べているということでございまして、この「審査の進め方について」という資料に基づきまして、これを分類いたしますと、**ナンバー1の日本原燃の再処理施設、それからナンバー2の同じく日本原燃のMOX燃料加工施設につきましては、委員出席の下での公開の審査会合を行うという方針で臨んでおります。**

ナンバー3以降につきましては、これはリスクの程度に応じてということで、基本的には規制庁による事務局の審査、中には公開の審査のものと、それから事務局のヒアリング等による審査のものと混在しておりますけれども、いずれにしましても規制庁による審査という形で進める方針でございます。

昨年末にこの方針についてお諮りをした際に、この委員会におきまして、この規制庁による特に審査の案件につきましては、適宜、審査状況をこの委員会で報告するという御指示をいただいておりますので、それを踏まえて本日御報告するものでございます。

では、特に規制庁による審査、ナンバー3から8のところでございますが、めくっていただきますと添付資料が付いてございます。それぞれ一件一葉という形で資料を付けております。

まずいくつかかいつまんで御説明をいたしますが、**別添1は日本原燃の六ヶ所のウラン濃縮工場でございます。これにつきましては、1月7日に申請がされたということで、内容につきましては昨年12月に施行しました新規制基準、これに適合されるための各種の変更というものが大部分でございますが、一部は施設の少し変更というものの中には、この際にということで入っております。**

これまでの審査状況ですけれども、これまでに2回審査会合を開催して、これは事務局による審査会合でございますが、現在、主な論点について別紙のとおり提示したというところでございます。別紙1の4ページ目ですけれども、これは前回の審査会合で提示したところでございますが、ポイントは特に新規制基準で強化、追加した項目がございまして、そういうものの確認あるいは基準の明確化を図ったというものもございまして、そういうものを中心に適

合性を確認していくというところでございます。

少し細かいので中身の詳細のところは説明いたしません、特に（１）の外部からの衝撃、特に自然現象とか人為事象であるとか、この辺りはかなり明確化しているところがございますので、こういうものについて特に審査していくということ。それから（２）にありますように、安全機能、この施設の安全上の考え方ですね。このあたりも若干従来のものとは少し変えて強化しておりますので、この辺りを中心に見ていくということ。それから、それに関連しましては、耐震の重要度分類につきましてもかなり明確化しておりますので、それについて審査していくということ。

（５）以降は事故評価の関係でございますけれども、この事故評価につきましても従来の考え方と変更している点がございますので、それを審査していくということと、特に重大事故につきましても、このウラン加工施設につきましても考慮するということになりましたので、この辺りのところを重点的に審査していくということ。

それから、特にウラン加工で特徴的なのは（７）にありますように、六ふっ化ウラン、これは放射線による影響に加えて化学的な影響もあるということで、基準につきましてもお諮りをして策定いたしておりますけれども、これにつきましてもしっかり審査していくということで、この辺りが今後の審査のポイントだと考えているところでございます。

別添２は、これも日本原燃の廃棄物の管理事業ですけれども、これは事務局からのヒアリングによる審査で進めているものでございますが、論点につきましてはそこに書いてあるとおりで、地盤地震関係、火山関係、プラントの関係ということで、それぞれ提示して、これは数回にわたりまして概要の説明から具体的な項目の審査の一部に取りかかっているという状況でございます。

別添３以降ですけれども、これはリサイクル燃料貯蔵の使用済燃料の貯蔵事業でございますが、先ほどと同様に事務局のヒアリングによる審査ということで、これも数回ヒアリングを実施しております、概要の説明を聴いて審査に着手しているという状況でございます。項目につきましては、地盤地震関係等々、これは大体同じような中身になっているということでございます。

９ページ目以降、別添４以降は、これはまだ受理しましてから１回ないしは今後審査をするというものでございます。案件だけ紹介いたしますと、三菱原子燃料の加工事業変更の申請のもの。これは１回審査会合を開催した段階でございます。

別添５は日本原子力研究開発機構の大洗の廃棄物の管理事業でございますが、これも１回だけヒアリングを実施したという状況でございます。

別添６は原子燃料工業の東海事業所でございますが、これは受け取ったばかりでございますので、今後審査を開始する。

全体としまして、非常にまだ審査を特に開始した又は今後行うという段階のものでございます。したがって、中身につきましては、また今後審査が少し進んだ段階で、こういうところを重点的に審査しているという審査の実績につきましても、今後御報告していきたいと考え

ているところでございます。

次に、資料2-2でございますが、先ほど委員長からも御紹介がありましたように、核燃料施設等につきましては、適合確認が完了するまでの間に運転なり稼働してもよいとしているところがございます。ただ、リスクの程度を考慮いたしまして、この運転というもので安全上に特段の問題が生じるものではないことも一部のものについては確認しようという方針でございます。この進め方につきましても、昨年12月25日の当委員会におきまして、この現状確認の進め方についてということをお諮りして了解をいただいておりますが、これも参考資料2に付けている資料でございますが、それに基づきまして審査することにしてございます。

これにつきましては、案件が運転計画等から特定されておきまして、その下の表にありますように3件でございます。京都大学の研究用原子炉、三菱原子燃料の東海工場の再転換工程、日本原燃のウラン濃縮工場の均質槽。

この一番上の1番につきましては、中・高出力炉ということで、これは安全の確認だけはしようということ。あと2番と3番につきましては、六ふっ化ウランを静圧で扱う施設が存在するというので、その部分につきまして安全性の確認をしておこうということでございます。

内容につきましては別添に付けておりますが、これは事業者からの申請のものを概要だけを記したもので、これは割愛いたしますが、現在まだ受け取った段階でございますが、今後、事業者からヒアリングという形で、これは事務局でヒアリングを行いまして、必要に応じましては現地調査等を実施して、現状を確認したいと考えてございます。これにつきましても審査が完了いたしましたら、その確認の結果につきましては御報告したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○田中委員長

ありがとうございました。

個別のそれぞれに個性があるというか、違った施設が多いので、なかなか審査も難しいところもあろうかと思いますが、今の御説明とか、今後の進め方等について、御質問とか、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

○更田委員

今の大村審議官の説明の中にもありましたように、資料2-1の表でまとめられているものの中で、影響度の大きさ、潜在的な危険性の大きさ等に考慮して、再処理施設、MOX燃料加工施設については、担当する委員も出席して、審査会合を開く。それから、ウラン加工施設に関しては、主に審議官等がされていますけれども、公開の審査会合を持つ。それ以外のものに関しては、主にヒアリングによって事務局が審査を行うことになっていきますけれども、この区分というのは、基準適合性の確認、新基準への適合性確認に当たって、こういう区分を採るということで、こういった区分を考えたわけですけれども、今の説明を聴いていますと、それぞれの設置許可に関していうと、新基準への適合性以外のものも含まれている。見た限りにおいては、例えば電源ですとか、そういったものの増設等々は

ともかくとして、収納する燃料のスペックであるとか、あるいは機器の更新のようなものが含まれているわけですが、こういったものに関して、特に重要なものに関していうと、ヒアリングだけではなくて、これは適宜事務局による審査会合を開いてはどうかと思うのですけれども、これに当たるような案件があるかどうか、どのように考えていますか。

○大村審議官

今、委員御指摘のように、今回、基本的には新規制基準への適合が多く部分を占めると考えておりますが、個々のものを見ると、少しこういう設備を追加したり、運用を変えたいというものが、何件かあると感じております。したがって、今、御指摘がありましたように、案件の中身によりまして、きっちりとした審査会合をやるとか、その辺りにつきまちは、あまり固定的ではなくて、柔軟に考えていった方がいいのではないかと、事務局もそういう感じを持っております。

○更田委員

これはあくまで硬直的にルールを設けるのは難しいのですけれども、案件に応じて、新たな変更が含まれているものに関しては、一律にはありませんけれども、やはり公開での審査会合を持った方がふさわしいと思われるものについては、個別に判断して、審査会合を持っていただきたいと思っております。

○田中委員長

多分一概にどれとどれとか具体的に決めることは難しい状況にあると思っておりますが、実際に事務局で審査をしていて、今、更田委員が御指摘のような事態が起きましたら、躊躇なく、そういう取組にさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

ほかにございませんでしょうか。

全体として、施設の耐震性とかなどは、プラントとは大分違うわけですが、地盤とか、いわゆる自然現象に対する備えが、今回、非常に大きな審査のポイントかと思っておりますので、その辺りについては、島崎委員ともよく御相談していただくよう、お願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○島崎委員長代理

規制庁の方ともよく相談して、進めてまいりたいと思っております。

○田中委員長

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

こちらはまだ審査が始まって間もないので、プラントとは少し状況が違いますので、今後の扱いについては、また進捗状況を見て、ここで議論していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

本日予定した最後の議題になりますが「原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方について」議論したいと思います。

新規制基準の適合性審査の今後の進め方については、先週の本委員会にて、私に事務局

から審査状況を説明していただいて、その後の扱いについて御検討いただくよう、事務局にお願いしました。今日はその議論の材料になります、たたき台を用意していただきましたので、その内容について、まず櫻田審議官から御説明をお願いし、その上で議論を進めたいと思います。よろしく申し上げます。

○櫻田審議官

審議官の櫻田でございます。

委員長から今、御紹介がありました、前回の委員会会合において御指示いただいた点について、たたき台としてまとめてみたので、資料3を用いまして、御説明いたします。

「原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方について」でございます。

新規制基準適合性審査に関しまして、若干補足でまず申し上げたいと思いますけれども、前回の委員会会合でも御説明いたしました、**適合性審査には3つありまして、設置変更許可に関するもの、工事計画認可に関するもの、保安規定認可に関するもの、この3つの申請を同時に受付けて、並行して審査を進めるという形でやってきてございます。**

設置変更許可というのは、原子炉施設の基本的な設計、あるいは設計方針に関する文書でございますが、工事計画というのは、その基本的な設計を受けて、実際の設備をどのように作るかという詳細設計に関するもの。それから、**保安規定というのは、原子炉施設を管理あるいは運用していくために、どのような組織・体制を設けるのか、どのような基本的なルールでこれを管理・運用していくのか、**こういったことを定めたドキュメントでございます、今回お示ししております紙で対象としてございますのは、工事計画や保安規定の前提となります、設置変更許可、これに関するものとしてまとめてございます。

設置変更許可の審査をこれから最終的に仕上げていくまでの進め方として、私どもの審査の結果をまとめていくというプロセスが必要になりますけれども、ここについて、まず1. で整理させていただいてございます。

現状、審査会合の中で、たくさん事業者に対する審査上の指摘事項などを出してございまして、事業者も、それを受けて当初の申請を大分変更して、様々な設備を増強するとか、変更するとか、こういったことを表明してございます。したがって、**こういったものを反映させた、申請書の補正を提出させるということが必要になります。**そして、**補正を受けた形で「審査書案」を作成していくという手順になるか**と思います。

では、そういう段階にこれから入っていくことにはなりますけれども、**現状では基準地震動や基準津波高さが確定していない**とか、**審査上のそのほかの問題もいくつか残っている状況なので、まだ段階に入りませんが、逆に申し上げれば、そういった物事がクリアされていけば、申請書の補正の提出、それから「審査書案」の策定、こういったステージに入ることができるのではないか**ということでございます。

この「審査書案」を作るということでございますけれども、**今回の審査は、御案内のとおり、これまでの基準を抜本的に改正した、新規制基準を用いた初めての審査**でございます。私どももそうですし、また、申請者の側もある種いろいろと議論しながら、勉強しな

がら取り組んできている実態がございます。したがって、例えばPWR（加圧水型軽水炉）あるいはBWR（沸騰水型軽水炉）それぞれの中で、最初に「審査書案」を作るといった作業に取りかかるものにつきましては、その後の審査、継続するものについて、模範になるような、非常に質の高いものを作り上げていく必要があるのではないかと。

このためには、今、特にプラント側の審査は3チームに分かれて、それぞれ対象のプラントを分担して審査するという進め方をしてございますけれども、分かれたままではなかなか質の高いものを作るのは難しいということもございますので、担当チームの枠を超えて、審査チーム全体の力を結集して、共同作業を行うといったことで、優先的に「審査書案」の取りまとめといった作業に取り組むことが必要なのではないかということでございます。

そういったことに進んでいくためには、1. の2つ目の○にあるような状況に至っているプラントがどこなのかという、審査の状況を見極める必要がございますけれども、ここにつきましては、やはり審査を御担当いただいております島崎委員長代理と更田委員に、最初の節目として、適切な時期を御勘案いただいて、御判断いただくこととしてはどうかということでございます。

また、その時点で、なかなか条件を満たすものがないということであれば、また次の時点を見ていくということが、「審査書案」を取りまとめるまでの進め方のたたき台として考えたものでございます。

では、「審査書案」作成後はどのように進めるかということでございますけれども、これにつきましては、先ほど御説明したものと同じことでございますけれども、今回の審査そのものが、新規制基準に基づく初めてのものということを考えますと、「審査書案」を作りますけれども、ここには万全を期して取り組むわけでございますが、科学的・技術的な御意見を広く募集することが必要なのではないかと考えてございます。

このための手段でございますけれども、「審査書案」を取りまとめて、これに対する御意見をいただくという形で意見募集を4週間程度行うことにしてはどうかという考え方を整理いたしております。

また、それに加えて、いわゆる地元、ここでは立地自治体あるいは周辺自治体をまとめて立地自治体という書き方をさせていただいておりますが、ここは特に関心が高いだろうと思われますので、これらの立地自治体からの開催の御要請があつて、こういった自治体からの御協力をいただける、それから私どもと共催していただけるということでございますれば、意見募集の期間中に、その地元で科学的・技術的な御意見を伺う公聴会、これは仮称ですけれども、を実施することもできるという形にしてはどうかという御提案でございます。

もちろん意見募集あるいは公聴会でいただいた科学的・技術的な御意見については、審査結果に反映することになりますし、また、具体的に意見募集や公聴会をどういうふうに進めるのかということにつきましては、本日こういう考え方を御提案させていただいてご

ざいますけれども、考え方について、委員会でおまとめいただいた後に、適切な時期に具体的な実施要領をまた改めて御審議いただくことにしてはどうかということで、今回の紙では考え方の整理ということで、たたき台をお示しさせていただきました。

説明は以上でございます。

○田中委員長

ありがとうございました。

非常に私の意をくんで、端的にまとめていただきまして、ありがとうございます。

少し文章としては短いのですが、中身はかなり意味するところが深いので、是非皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

まず1.と2.と分けて進めたいと思いますが「1.設置変更許可申請書の補正及び『審査書案』の作成について」について御意見をお伺いしたいと思います。

この中でも、1番目の○はこのとおりにと思いますが、2番目の○のところ、1つ考え方が出されています。「基準地震動及び基準津波高さが確定し、ほかに重大な審査上の問題がない原子力発電所について」ということですが、前の部分は島崎委員の判断、後ろは更田委員の判断にかかわってくるかと思いますが、そういうことを条件として、申請書の補正、「審査書案」の作成のステージに入るという提案ですが、これについてはいかがでしょうか。

それから、ついでに申し上げますと、3つ目の○ですが、少し議論があるところかと思えますけれども、今回の「審査書案」、補正の書き方については、中身、随分規制基準も大きく変わっていますので、それについて、櫻田審議官から、事務局としても相当総力を挙げてやらなければいけないという御説明もありましたし、私自身が思うのは、最初の「審査書案」の中身については、知見とか、いろんな議論を共有しておくことが非常に大事ではないかということで、審査チームの総力を結集して、優先的に取り組むという提案になっていると理解しています。

最後については、改めて確認させていただきたいと思いますが、上の2つ目の○、3つ目の○辺りを中心に御意見を伺いたいと思います。

島崎委員、いかがでしょうか。

○島崎委員長代理

今、取り組んでいるところですが、たくさん申請もあることですので、できるだけ効率的に進めるということが一点ですが、それとともに、丁寧に審査しないといけないということで、なるべく両方に心がけて進めていくという意味で、実際の御提案としては、こういう段階で次の「審査書案」をどうやって作るかということに関しては、担当チームが分かれていることもあって、お互いに連絡は十分にしているつもりではありますが、最終的に書くという段階では、更によく連携を取ってやるということは、当然であろうかと思っております。

優先的にとか、いろいろそれをどう読むかということに関しては、多少のこともあるか

もしもありませんけれども、取りあえずこれを片付けるというのは変な言い方ですけども、いいものを作っていくということは非常に重要ですし、その後で、それを利用するというのは変な言い方ですけども、そのやり方にある意味倣って進んでいくのが効率的であろうと思いますので、ここに関してはそういうふうにするのだろうと思っておりますけれども。

○田中委員長

ありがとうございました。

ほかにございますか。更田委員はいかがですか。

○更田委員

項目1の上の2つの○については、既にこういうことであろうということで、審査を進めているものであって、設計基準地震動、設計基準津波高さだけに限らず、審査上の大きな論点に関して、十分な確認が得られて、申請者と審査する側との間での理解の一致を見て、満足のいく修正なりがなされた場合において補正がなされて、補正がなされれば、その補正を前提とした「審査書案」を作っていくというのは、既定方針という言い過ぎかもしれませんが、考えていたものです。

事務局に用意していただいた作成についての中のポイントの一つが、上から3つ目の○で、最初に「審査書案」の作成作業に取りかかるものについては、審査チームの総力を結集して、優先的に取り組む。これは素直に読むと、要するに1つのものに絞るということだろうと思います。1つのことに絞るメリットというのは、審議官の説明の中には、プラントの審査チームが3つに分かれていることもあって、これを結集するという説明がありましたけれども、むしろ1つに絞るというのは、1つにまとまって審査を進めている地震・津波チームにとって、メリットといたしますか、よいのではないかと考えています。

これは考え方のなかなか難しいところであって、例えばプラント側でいえば、3チームありますので、3チームそれぞれが1つに絞って、3つを並行してという方法も考えられるだろうし、あるいは1つに絞ってということも考えられるだろうし。ただし、大きく変更した、大きく強化した新規基準に基づいて、数多くの論点についてまとめてきた審査であるので、最初に出てくるものに関しては、作成の経験を全員が共有して、その後の審査に当たるといえるのは、一つの有効な方法であろうと思いますので、特に強い異論があるものではありません。

○田中委員長

ありがとうございます。

要するにこれは島崎委員の御判断によるのですが、島崎委員のグループの判断が、1つのこの行動のトリガーになりますので、それがないと基準地震動とか重要なところが、Ss（基準地震動）が決まらなないと、その後続くプラントの対応、審査がなかなか具体的に進められないという側面があるということで、順番的には島崎委員のグループの判断が先になろうかと思いますが、それはそれでよろしいでしょうか。

○島崎委員長代理

それは工認のことを考えれば、当然そういった数値が出てこないことには、先に進めませんので、それはそのように考えております。

○田中委員長

それでは、そういうことで、4番目の○について少し御意見を伺いたいと思うのですが、前回御報告をいただいて、委員の御意見を伺うと、大きなポイントは大体絞られてきているということでした。そういうこともありますので、私としては、できれば2～3週間後ぐらいを1回目の節目として、この審査状況をもう一度確認して、これは申請者側の対応ぶりにもよると思いますけれども、そのあたりでもう一度、島崎委員長代理と更田委員に、上の方にありますような「審査書案」の策定に入っていくかどうかという判断をしていただくことにしてはどうかと思うのですけれども、その程度の目安、とりあえず今日の段階ですけれども、そういうことでよろしいかどうか、両委員を中心に御意見をお聴かせいただきたいのです。

○島崎委員長代理

我々はいつでも、本当に適合性を持った申請が出てくれば、もうすぐにでも通したいと常に思っているのでありまして、ただ、出てきた申請の内容を見ると、まだ課題が残っているので、その点について、前回の委員会でも、こういうところに絞られてきていますという御報告を差し上げたとおりでありまして、これはひとえに、そのようなポイントに対して、どのような準備で申請者側が臨んできてもらえるかということにまさにかかっている。といっても、すぐに終わるということは、やはり時間は多少かかりますので、まず最初の段階としては、できればそのぐらいで、最初の申請がきちんと適合性のあるものを出していただければ、非常にありがたいということでもあります。

○田中委員長

更田委員、お願いします。

○更田委員

基本姿勢はプラントの審査も全く同じでありまして、ただ、事故の反省を踏まえて、潜在的な脅威に対する備えについて、どれだけ考えているか、その思いを私たちは新規制基準に込めたつもりですけれども、それをどう申請者が受けとめて、申請者自らどこまで考えて対処しているかを審査の主眼に置いていますので、そういった意味において、もちろん基準の解釈等々についての見解が分かれることもありますし、また、その取組の姿勢について、私たちが十分ではないと思う局面もありました。そういった意味で、ずっと審査を続けてきているわけですけれども、確かにこの段階に来て、大きな指摘というのは、ほとんど全てを進めてきましたし、見解に関しても議論を十分深めることができたと思っています。そういった意味で、これはあくまで相手のあることであって、今後の申請者の対応にもよりますけれども、さらに言えば、今月中ということはないだろうと思いますけれども、委員長は2～3週間とおっしゃいましたけれども、1つの節目として考えるとすれ

ば、ふさわしい時点であろうかと思えます。

○田中委員長

中村委員、大島委員、御意見ありますか。よろしいですか。どうぞ。

○中村委員

審査チームの総力を結集してというのは、この新規制基準を作ったことそのものも、その時点でも相当なエネルギーを消費し、また、国際的に一番厳しい条件ということの前に打ち出してきたわけです。でも、実際には、今度それに適合しているか、それをどう審査を進めていくかで、それこそが規制庁、規制委員会としての真の骨頂だと思っていますので、それをもって本当に規制委員会、あるいは規制庁、あるいは日本が国際的に最高の厳しい基準のところに合わせて、きちっと適合性を審査しているということを見せる場だと思えます。したがって、そういうことには相当のエネルギーを要すると思えますし、私たちが陰ながら応援しますので、これはどんなことがあっても総力を結集してというか、全てここに集結して、そして、時期に関しては、島崎委員長代理と更田委員にお任せするとして、この方針そのものは、こういう形で十分だと思っています。

○田中委員長

ありがとうございました。

それでは、大島委員、お願いします。

○大島委員

私も、このペーパーの1.の「審査書案」の作成については、全体バランスよく組立てができていると思えますので、この線に沿って作業を進めていただければと思います。新しい規制基準ができて半年以上たって、相当なエネルギーを注ぎ込んで審査が進められており、案件によってはかなり熟してきているといえますか、検討が相当進んでいるという段階ですので、こういう形で、次の2.にありますような意見公聴会につないでいくということは必要ですし、できるだけスピード感というのですか、と同時に、慎重さとスピード感の兼ね合わせは非常に微妙ですけれども、そういう点に配慮しながら進めていただければいいかなと思います。

○田中委員長

ありがとうございました。

この「審査書案」、特に最初の「審査書案」は、これまで、極めて長時間にわたる審査の集大成みたいなものになりますので、そういう意味では、総力を結集して当たっていただくということをお願いしたいと思えます。

それから、私は2～3週間後ぐらいにもう一度ということですが、あくまでも課題があつて、その適合性をきちっと確認するということが最重要な、まさに課題ですから、決して拙速にならないようにということが大原則です。ですから、あくまでも本日の時点では、2～3週間後にもう一回それを確認させていただくことにさせていただきたいと思えますが、もう一度確認ですけれども、それでよろしいですか。どうもありがとうございました。

す。

それから、そういう「審査書案」について、案と付いていますのは、ここにありますように、外部からの科学的・技術的意見についてもお伺いしましょうという提案ですが、これについて、少し議論を移したいと思います。書いてあるとおりののですけれども、特に3つ目の○のところですね。立地自治体からの開催の要請に基づくとということで、その協力を得ないと、なかなか開催が難しいということの裏返しとして、その協力を得て共催によりということであります。

それから、全体的に、広く全国の皆さんからの御意見を伺うということの、大体4週間程度、その間に公聴会をやるということですから、そんなに数多くはできないという、1回ぐらいかなと私は思いますけれども、その程度ということではありますが、これは要請がなければ実施しないし、できないし、そういうことを含めて、いろいろな条件が整ったときに実施できるという、この実施できるという表現は意味があると思っています。

それから、あくまでも、この意見の募集というのは科学的・技術的意見であるということではありますが、こういった点について、具体的にはまだ1.の状況が決まらなないと、2.の方にはとても入れないので。ただし、1.の状況が決まったら、2.の方の準備も進めなければいけないので、そういったことを踏まえて、最終的には、どういう実施要領でやるかということについては、もう一度ここで議論させていただくことにしたいと思いますが、是非それについても御意見を伺いたいと思います。

どうぞ、お願いします。

○大島委員

適合性審査の過程のどこかの段階で、国民一般あるいは特に立地自治体の意見を聴くということは、丁寧に全体のプロセスを進めるという見地からも当然実施されるべきですし、特に今の状況は非常に異常な状況に置かれているわけですので、極めて必要なことだろうと思います。したがって、2.に書いてあるような大きな枠組みのもとで進めていくことは、私は非常に結構なことだと思います。

最初の○に、これは主語が抜けていて、「審査書案」に対する科学的・技術的意見を広く募集するというのは、国民一般からということだと思いますけれども、こういうことで理解します。そう申し上げた上で2点、これは確認といえますか、当然のことなのですが、確認的に述べるとすれば、この意見聴取というのはあくまで現行の規制基準の枠の中で行われるもので、新しい規制基準を付加したり、あるいは変更を行うことを目的とするものではない。恐らく、パブリックヒアリングなどをやりますと、基準そのものに対して、これはもっと厳しくせよとか、あるいはもっと緩めろとか、いろいろな意見が出るわけですが、それはこの公聴会の目的とするところではなくて、基準の変更そのものは別のプロセスで行われる。将来的には十分あり得るわけですが、それは別のプロセスであるということをお断りしておくと、これを当然確認しておく必要があると思いますが、これが第1点。

それから、2番目に、いわゆる再稼働との関連で言いますと、これはあくまで科学的・

技術的な見地からの規制基準への適合性の検討であって、その先にある問題、これは別途の政治的プロセスで扱われるものであるという、そのこの区別をきちんと踏まえて明らかにしておくことも必要だろうかと思います。

以上はあくまで確認ですけれども、そういうことで、国民一般からの意見募集と、それから、特に関係自治体の要請があれば、それに基づいて丁寧に意見を聴き、あるいは説明をするということは是非やるべきことだろうと思います。

それから、4週間、この意見を聴くプロセスがあまり長くなりますと、全体のプロセスを遅らせることになりかねません。それは真意ではないわけですので、4週間程度というのは常識的な期間かと思います。このプロセスが遅延の理由になるようなことがあってはならないと思います。

以上です。

○田中委員長

ありがとうございました。

ほかに御意見ございませんか。島崎委員。

○島崎委員長代理

これで結構だと思いますが、こういったことをあらかじめ今日の委員会で多分決めることになると思いますけれども、そのことを広く国民の皆さんに周知していただくということも必要で、これまではっきり出しておりませんので、実際、審査については公開で行っていますので、そのときに、科学的・技術的に見て、この点がどうかということがあるかもしれないけれども、そういった御意見をここで受け付けるということでございますので、実際、これまで見ていただいて、御意見のある方もいらっしゃるかと思いますので、そういう意味では、事前にといいか、今の段階でこういうことをはっきりさせておくというのは大変いいことではないかと思っております。

○田中委員長

更田委員、どうぞ。

○更田委員

ここにある意見募集並びに公聴会、ともに科学的・技術的な意見、常に独断的にならずに外に向けて意見を聴く姿勢というのは非常に重要だと思いますので、これは個別のプラント等々に対する姿勢の問題というよりは、純粹に科学的・技術的な意見について聴こうとするものであって、これは取組として重要な取組であろうと思います。

一つ、大島委員の御発言の中に、全体のプロセスを遅らせることがあってはならないという趣旨の御発言がありましたけれども、これは設置変更許可の申請に係るもの、それにかかわる審査のプロセスであって、この意見募集、公聴会と並行して、工事計画並びに保安規定の審査を進めることになろうかと思っておりますので、並行して進めることがあって、意見募集及び公聴会を行うことが全体のプロセスを遅らせることにはならないだろうと考えております。

○田中委員長

中村委員からも一言お願いします。

○中村委員

原子力規制委員会は、検討チームも含めて、全く公開の場で、透明性をもって議論を進めています。それも科学的・技術的な考えに基づいているわけですが、その中でも、ユーチューブ、あるいはそういったものを御覧になって、御自分たちの中でも、科学的・技術的意見を述べたいとおっしゃっている方は多分、いらっしゃるのではないかと思います。ですから、こういう機会に、「審査書案」ということで、目的をきちんとはつきりさせて、何を議論する、何の意見を聴くという目的をはつきりさせて、こういう機会があるということ、それから、こういう機会があることを皆さんに知っていただくこと、この2点は非常に重要だと思います。科学的・技術的な意見というのは、その一つ一つが重要なことでありますので、一つ一つを真摯に受けとめ、それについてまたこちら側も考えるという姿勢は決して崩してはいけないことだと思いますので、ある程度の時間の制約はあるかもしれませんが、その中でできる限りの努力をし、また、それが過ぎたとしても、何か新しい科学的、あるいは技術的な意見が出たり、知見が出たりしたら、それを止めること、拒否することはいとわない、それを取り入れることはいとわないというふうに、きつとうたってありますから、十分なディスカッション、十分な議論ができる場を設けるということは非常に重要だし、全体的に、この2. のことに関しては賛成いたします。

最後のところに書いてある実施要領については、よく中で検討して、また組み立てていった方がいいと思いますけれども、その点では、全てについて同意したいと思います。

○田中委員長

ありがとうございました。

多分、大島委員の御発言等については、実施要領のところでもう少し詳細に書き下しておくということ、それから、島崎委員の、国民の皆さんによくこの趣旨を徹底するということはとても大事で、科学的・技術的な、建設的な御意見であれば、それを踏まえて、もう一度審査に適宜反映するという考え方ですので、それについても御意見を寄せていただく場合には、そういうことを踏まえて、きちっとした意見を是非寄せていただくとかと思います。

それから、更田委員の御発言は、大島委員の発言とありますが、工事認可と保安規定の認可と一緒に、審査と並行していくということで、いずれにしても、全体、2. のような取組を含めても、事務局は大変な労働は掛かるとは思います、委員の御意見では、大体これで御了解いただいていると思いますので、そういう点で規制庁には、皆さんに非常に御負担多いかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○池田長官

承知いたしました。規制庁としましては、確かに御指摘のとおり、相当な事務量が増えることは確かでございますけれども、ある程度、将来のスケジュールが見えましたので、

それに沿って適正な戦闘力の、戦闘力というのは変ですけども、戦力の配置をしていきたいと思っております。

それから、実施要領等につきましては、また改めて案を作りまして、こちらで御審議いただければと思っております。

○田中委員長

ありがとうございました。

本議題について、ほかに。更田委員、どうぞ。

○更田委員

少しこれは蛇足になりますけれども、先ほど、こういった意見募集、公聴会といったプロセスと工事計画、それから、保安規定に関する審査を並行して行うことができると申し上げたことについて、少し誤解があるといけないので、補足の説明をいたしますけれども、これまで進めてきたほとんどの審査は設置許可にかかわる審査ですけども、これは機器の設計や、その基本的な条件に関する考え方、それから、その姿勢を問うものであって、こういった議論にかかわるものは公開の席上で申請者と面と向かって話していくこと、これの公開性に非常に大きな意味がありました。

一方、工事計画の審査ですとか、保安規定の審査というのは、これはふさわしい言葉かどうかですけども、非常に地道な作業であって、例えば、工事計画であると、強度計算書をずっとチェックしていく。保安規定も、事故に対する有効性評価等々での考え方を置いて、こちらに、例えば、手順書等を置いて、1行1行、きっちり考え方が適合しているかというのを見ていくので、審査会合で行うというよりは、審査官が机に向かってじっくり取り組む、その上で疑問点があればそれを審査会合で指摘していくということになりますけれども、工事計画や保安規定にかかわるものの背景には、非常に地道な作業があります。そういったいわゆる工事計画についても、保安規定の審査についても、いずれにしろ、論点指摘等は審査会合で行うわけですけども、背景に膨大な地道な作業がありますので、そういった作業は、こういった公聴会や意見募集といったプロセスとバッティングすることなく進めていくことができると考えています。

したがって、今後、審査会合の頻度等々に関しては、内容の変化に伴って、その頻度には変化が出てくるだろうと思っておりますけれども、この意見募集、公聴会と並行して、そういった工事計画、保安規定の審査に係る地道な作業が並行して進むのだということを申し上げておこうと思っております。

○田中委員長

ありがとうございました。

全くそのとおりでございますので、そういう観点で、今日ここに傍聴の方にも御理解いただきたいと思います。

それでは、この議題については、一旦ここで終わりたいと思っております。

ほかに議題がありましたらお願いしたいと思っておりますが、なければ、これで終わりたいと

思います。どうもありがとうございました。